

奈良県告示第五百十八号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の六第一項の規定により平成二十五年三月奈良県告示第三百六十四号で告示した奈良県保健医療計画の一部を次のとおり変更し、平成二十八年四月一日から施行する。

なお、変更後の計画は、奈良県医療政策部地域医療連携課、県内の各保健所及び奈良市保健所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

変更内容

奈良県保健医療計画の一部として、医療法第三十条の四第二項第七号に規定する地域医療構想を次のとおり定めたこと。

奈良県地域医療構想（概要）

第一章 奈良県地域医療構想とは

- 一 地域医療構想策定の経緯と目的
- 二 奈良県の地域医療の实情

第二章 奈良県地域医療構想の基本的視点

- 一 医療需要の質と量に適合した効率的で質の高い医療提供体制の構築
- 二 地域包括ケアシステムと在宅医療の充実
- 三 予防医療と健康増進の取組の必要性
- 四 医療従事者の働き方改革の必要性
- 五 社会保障制度改革への総合的な取組

第三章 医療需要の質と量に適合した効率的で質の高い医療提供体制の構築

- 一 奈良県の保健医療圏の現状と課題
- 二 構想区域の設定
- 三 県及び各構想区域の医療需要及び供給体制の現状と将来推計
- 四 医療の内容に応じた弾力的な医療連携区域等の考え方
- 五 病床機能報告制度とその活用
- 六 将来のあるべき医療提供体制を実現するための施策の展開

第四章 主要疾病（四疾病三事業及び骨折・肺炎）についての医療提供体制の確保等

第五章 地域包括ケアシステムと在宅医療の充実

- 一 地域包括ケアシステムと在宅医療
- 二 地域包括ケアシステムを支える在宅医療について
- 三 地域包括ケアシステムをどう充実させるのか
- 四 将来のあるべき医療提供体制を実現するための施策の展開

第六章 予防医療と健康増進の取組

- 一 なら健康長寿基本計画の策定
- 二 健康長寿日本一を目指した取組
- 三 予防医療と健康増進の取組の今後の方向性
- 四 歯と口腔の健康づくりの推進

第七章 医療従事者の働き方をどう改革するのか

- 一 医療分野におけるワークマネジメントによる雇用の質の向上の必要性
- 二 奈良県の医療従事者数について
- 三 医療従事者の勤務の状況
- 四 ワークマネジメントによる働き方の改革に向けた取組

第八章 今後の進め方等

- 一 地域医療構想の推進体制の構築
- 二 地域医療構想の見直し
- 三 県民・患者への医療に向き合う知識の普及
- 四 医療安全の向上に向けた取組